

指定管理者制度活用事業 評価シート

1. 基本事項

施設名称	川崎市北部地域療育センター	評価対象年度	平成27年度
事業者名	・事業者名 社会福祉法人 同愛会 ・代表者名 理事長 高山 和彦 ・住所 横浜市保土ヶ谷区上菅田町1749	評価者	障害計画課長
指定期間	平成27年4月1日～平成32年3月31日	所管課	健康福祉局障害保健福祉部 障害計画課

2. 事業実績

利用実績	通園定員 60名 通園契約児数 234名 診療所利用児数 年間延べ4,640名 リハビリ・検査実施数 年間延べ4,658名				
収支実績	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 【収入】 ○指定管理料 288,158千円 ○給付費収入 79,612千円 ○利用料収入 2,803千円 ○診療報酬 26,438千円 ○措置費収入 0円 ○雑収入 6,089千円 ○補助金収入 670千円 計 403,770千円 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 【支出】 ○人件費 260,391千円 ○事務費 15,233千円 ○事業費 16,683千円 ○施設管理費 39,046千円 ○施設整備費 9,701千円 ○その他 25,000千円 計 366,054千円 </td> </tr> </table>			【収入】 ○指定管理料 288,158千円 ○給付費収入 79,612千円 ○利用料収入 2,803千円 ○診療報酬 26,438千円 ○措置費収入 0円 ○雑収入 6,089千円 ○補助金収入 670千円 計 403,770千円	【支出】 ○人件費 260,391千円 ○事務費 15,233千円 ○事業費 16,683千円 ○施設管理費 39,046千円 ○施設整備費 9,701千円 ○その他 25,000千円 計 366,054千円
【収入】 ○指定管理料 288,158千円 ○給付費収入 79,612千円 ○利用料収入 2,803千円 ○診療報酬 26,438千円 ○措置費収入 0円 ○雑収入 6,089千円 ○補助金収入 670千円 計 403,770千円	【支出】 ○人件費 260,391千円 ○事務費 15,233千円 ○事業費 16,683千円 ○施設管理費 39,046千円 ○施設整備費 9,701千円 ○その他 25,000千円 計 366,054千円				
サービス向上の取組	・平成27年度より指定管理者の運営となり、新しい試みとして、第1、3土曜日の開所(保育室・園庭解放)、退園時間を15分遅くする、常勤医師の配置等が行われ、通園の療育プログラムとして、ドラムサークル(リズム楽器遊び)、食育の一環として野菜づくりが導入された。 ・相談を受けた時点で、ケースワーカーのインターク面接と医師の診察を同日に行いより迅速な支援の提案が出来るようにした。 ・センター内に各種委員会(ヒヤリハット・防災・給食等)を設置し、センターのサービス推進に取り組んだ。 ・療育センターの特徴を生かし保育士・他専門職種との連携をはかり、定期的に通園クラスへの定期的な支援を行った。				

3. 評価 (評価段階:5~1,標準:3,加点割合:5→100%,4→80%,3→60%,2→40%,1→0%)

分類	項目	着眼点	配点	評価段階	評価点
総合的な運営状況	利用者への支援	利用者に対する支援を着実に実施しているか	10	4	8
		利用者の障害特性に応じた個別支援等を実施しているか			
	事業成果	基本協定に規定する業務の範囲を適切に実施しているか	10	4	8
		指定管理施設としての事業目的を達成することができたか			
(評価の理由) ・厚労省「保育所保育指針」を参考に保育士・児童指導員を対象とした「自己評価チェックリスト」に基づく研修をはじめとした多様な研修を実施、または参加し、支援の質の確保に努めている。 ・療育センターの特徴である複数の職種が連携したチーム療育を掲げ、利用者個々の特性に生かした支援を行っている。					
収支状況	支出状況	計画に基づく適正な支出が行われているか	5	3	3
		支出に見合う効果等が図られているか			
	収入状況	計画通りの収入が得られているか	5	3	3
		条例に基づく利用料等を適切に徴収しているか			
適切な会計手続	会計基準に基づく会計処理がなされているか	5	3	3	
	事業収支に関して適正な会計処理が為されているか				
(評価の理由) ・利用料や給付費等の請求は、適切に実施されている。 ・概ね適切な会計処理により支出がなされている。 ・金銭管理や会計手続が適切に実施されている。					
サービス体制	適切なサービスの提供	提供すべきサービスが仕様書や実施計画等に基づいて適切に提供されたか	10	4	8
		利用者への支援を適時かつ十分に行っているか			
	サービス向上への取組み	現状分析、課題把握等を常に行っているか	5	4	4
		サービス向上に向けた取組みがなされているか			
利用者の意見・要望への対応	意見・要望の収集方法を確立しているか	5	4	4	
	利用者からの要望や意見に対して、迅速かつ適切に対応しているか				

	<p>(評価の理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域支援、外来療育、通園等、各事業共に概ね仕様書等に基き実施されている。 ・第1、3土曜日の開所により、平日利用が出来なかった方への診察・インテーク面接・評価等が可能となり、利用者へのサービス向上につながった。 ・施設内レイアウトを変更し効率的に部屋を活用することで、保育室の確保、より多くの利用希望者の受入れが可能となった。 ・指定管理以前の事業を継続し、区役所・社会福祉協議会等、地域、関係機関との連携を密に行った。 ・給食が委託業者となり、安心・安全な食材の購入、管理栄養士との連携による食育の実施が行われた。 ・苦情受付窓口や解決責任者の設置、第三者委員会の取組みに加え、利用者の意見を受け止め迅速に対応改善を図るために「サービス改善プロジェクト」を発足させ、サービス向上に取り組んでいる。 ・通園では、アンケート調査を実施し、その結果を基に「所長懇談会」を行い、より利用者の意見を取り入れ迅速に対応することに努めた。 ・利用者の駐車場確保のために、施設車の駐車を敷地外にすることで、利用者を利便をはかった。 				
組織管理体制		必要な人員が必要な場所に適切に配置されているか	5	4	4
	連絡・連携体制	所管課との連絡・連携が十分に図られているか			
	担当者のスキルアップ	業務知識や安全管理、法令遵守に関する研修等が行われているか	5	4	4
	安全・安心への取組	事故、犯罪、災害等から利用者を守ることができる適切な安全管理体制となっているか(人員配置、マニュアル、訓練等)	5	3	3
		緊急時の連絡体制を構築しているか			
	コンプライアンス	法令遵守のルール(規則・マニュアル等)と管理・監督体制が整備され、適切な運用が為されているか	5	3	3
職員の労働条件・労働環境	スタッフが業務を適正に実施するための、適切な労働条件や労働環境が整備されているか	5	3	3	
	<p>(評価の理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の基準を踏まえ、常勤医師をはじめとした専門職(看護師、心理士等)が確保され、概ね仕様書上の必要な人員の配置が行われている。 ・「防災マニュアル」を検討・作成し、実際にマニュアルに基づき職員が行動するよう体制づくりを行っている。 ・法令等で定められた、毎月の防災訓練が適切に実施され、訓練後の反省会で出された意見をもとに改善が毎回行われている。 				
適正な業務実施	施設・設備の保守管理	安全な利用に支障をきたすことのないよう、施設・設備の保守点検や整備等を適切に実施しているか	5	4	4
	管理記録の整備・保管	業務日誌・点検記録・修繕履歴等が適切に整備・保管されているか	5	3	3
	清掃業務	施設内及び外構の清掃が適切に行われ、清潔な美観と快適に利用できる環境を維持しているか	5	3	3
	警備業務	施設内及び敷地内の警備が適切に行われ、事件・事故・犯罪等の未然防止に役立っているか			
	備品管理	設備・備品の整備や整頓、利用者が使用する消耗品等の補充が適切に行われているか	5	3	3
	<p>(評価の理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内の定期保守点検や清掃、警備について、仕様書どおり実施されている。 ・施設管理については、専任の用務スタッフが随時点検・補修等を行っている。 				

4. 総合評価

評価点合計	71	評価ランク	B
-------	----	-------	---

評価点合計:100点満点,標準点:60点

評価ランク:A→E,標準:C,A→80点以上,B→70点以上80点未満,C→60点以上70点未満,D→50点以上60点未満,E→50点未満
A→特に優れている,B→優れている,C→適正である,D→改善が必要である,E→問題があり適切な措置を講じる必要がある。

5. 事業執行(管理運営)に対する全体的な評価

仕様書に記載された管理運営に関する基本的な考え方を踏まえ、適切な運営が実施されており、職員配置についても、国が定める基準を踏まえた配置がされているほか、常勤医師を配置し、利用者の支援が十分に行える配置とされている。
指定管理制度導入前と同様、通所定員60人(児童発達支援:50人、医療型児童発達支援10人)を設定し、運営していることに加え、土曜日(月2回)開所し、診察・インテーク・評価・訓練を可能としたこと、退園時間の延長により、支援の質・量共に向上がはかられた。
また他機関との連携もはかりつつ、子どもの年齢、障害特性に合わせたニーズへの対応がきめ細やかに行われている。

6. 来年度の事業執行(管理運営)に対する指導事項等

適切なサービスの提供に向けた研修の実施等の人材育成及び防災等緊急時の対応について、周知・徹底に努めること。